

出生届 兼 育児休業に伴う認可保育所等入所継続届

(宛先) 茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

年 月 日

子ども	氏名	フリガナ	利用している 保育所等		
	生年月日	年 月 日	クラス年齢	令和7年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス
	氏名	フリガナ	利用している 保育所等		
	生年月日	年 月 日	クラス年齢	令和7年4月1日時点の年齢 歳児クラス	令和8年4月1日時点の年齢 歳児クラス
保護者	氏名	フリガナ	電話番号		
生まれた 子ども	子どもの 名前	フリガナ	生年月日	年 月 日	

出産後の状況について、次のとおりに届出します。（いずれか1か所にチェック☑してください）

☐ 産後休暇後に育児休業を取得する。
また、入所児童の環境の変化に配慮する必要があるため、育児休業中も引き続き認可保育所等の利用を希望する。

- ◎ この制度は、満1歳になる日の月末まで入所継続することが可能です。
- ◎ 制度の利用期限までに復職していなかった場合は、在園中のきょうだいが出園となります。
- ◎ 育児休業の開始日の翌月（開始日が1日の場合は当月）から、保育必要量が短時間認定となります。

育児休業 予定者 取得	氏名	フリガナ	育児休業期間 ※最大、満1歳 になる月の月末まで	年 月 日 から
		□ 父 □ 母		年 月 日 まで（予定）
		フリガナ		年 月 日 から
		□ 父 □ 母		年 月 日 まで（予定）

※ 育児休業の対象となっている子どもが認可保育所等を申請しており、毎月の入所審査において継続してやむを得ず待機となっていて、かつ、育児休業を延長する場合は、最大、当該子どもが2歳になる日の月末まで、この制度を利用することが可能です。

※ 在園児童で、育児休業に伴う認可保育所等入所継続制度を利用中に、次のお子さんを出産予定となった場合、現在取得中のお子さんの育児休業から復職せずに連続して次のお子さんの産休・育休に入り、育児休業入所継続制度を利用することは原則できません。一度復職し、復職済証明書の提出があれば、再度育児休業入所継続が可能です。

☐ 産後休暇後に育児休業を取得せず、復職する ⇒ 復職後【⑩復職済証明書】を提出してください。

☐ 退職する ⇒ 産後休暇終了日の翌日を含む月末で退園となります。【退園届】を提出してください。

☐ 妊娠・出産要件で保育所等に入所している ⇒ 産後休暇終了日の翌日を含む月末で退園となります。【退園届】を提出してください。

☐ 就労と妊娠・出産以外の要件で入所している ⇒ 現在の要件のまま継続利用となります。

